

乳児一般健康診査県外受診費の助成について（依頼）

三重県津市健康福祉部健康づくり課

津市では、乳児一般健康診査県外受診費の助成を実施しています。

健診に関する留意事項は下記のとおりですので、御確認の上、受診の際には御配慮頂きますようお願いいたします。

記

1 健診に際してのお願い

（１）乳児一般健康診査結果票について

津市が交付する「母子保健のしおり」中の乳児一般健康診査依頼票と、４か月児・１０か月児一般健康診査結果票（以下「依頼票」、「結果票」といいます。）で、「依頼票」にある『問診項目』と「結果票」の『お母さんの問診票』、『健やか親子２１追加問診項目（黄色 ４か月のみ）または、育成医療等基本方針に係る問診項目（オレンジ色 ４か月のみ）』も参考に、該当する結果票を使用していただき、健診結果の記載をお願いします。

結果票は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ票の４枚組の複写式になっています。Ａ票とＢ票は助成申請用として、Ｃ票は医療機関の控え用として、Ｄ票は保護者の控え用としてください。

（２）助成金額について

助成金額の上限額は三重県内市町で統一しております。

令和 7 年度の助成金額の上限額は、４か月児健診・１０か月児健診それぞれ 8, 7 1 2 円です。

結果票に記載漏れがある場合は、助成金額の算定ができないことがあるため、記載漏れがないよう確認をお願いします。

（３）健診に係る費用について

健診費用は、受診者から全額徴収してください。

保護者が助成申請をする際に、結果票の内容と共に、保護者が支払った健診費の金額を確認しますので、受診者に領収書・明細書を発行してください。

（４）健診項目の追加について

結果票に記載された健診項目以外の検査項目を追加した場合は、当該健診項目については助成の対象とはなりません。

2 結果票の記載漏れに係るお願い

結果票に記載漏れがある場合は、助成金額の算定ができない場合があるため、記載漏れがないよう確認をお願いします。記載漏れがあった場合は、受診者の了解を得て、医療機関に記載漏れに係る健診内容を問い合わせる場合がありますので、御協力をお願いします。

3 問い合わせ先

健診について、御不明な点は下記へお問い合わせください。

津市役所 健康づくり課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1

電話：059-229-3310 FAX：059-229-3346